

令和7年6月20日
奈良県広域水道企業団

五條市櫛辻浄水場系給水地区の水質基準超過(トリクロロ酢酸)について

下記の通り、五條市櫛辻浄水場系給水地区の水道水において、トリクロロ酢酸が国の定めた水質基準値(0.03 mg/L)を超える濃度(0.040 mg/L)で検出されました。基準値を超えた水を飲用して頂いても直ちに健康に影響があるわけではありませんが、ご心配な方は念のため飲用をお控えください。

対象地区のお客様にはご心配をおかけし深くお詫びするとともに、再発防止に努めてまいります。

記

1. 発生地域

櫛辻浄水場配水エリア(五條市櫛辻町・阪合部新田町の一部)

2. 事案の概要

令和7年6月18日(水)、水道水の定期水質検査において、水質基準値を超過していることが判明しました。

(1) 浄水場

櫛辻浄水場(五條市阪合部新田町)

(2) 水質基準を超過した項目

トリクロロ酢酸 測定値 0.040 mg/L (水質基準値 0.03 mg/L)

(3) 採水日

令和7年6月17日(火)

(4) 対応

配水池・水道管内の水の入れ替え作業を実施済み

3. 発生の原因と再発防止策

トリクロロ酢酸は、水道水の原水に含まれる有機物と消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムが反応して生成される物質です。水道原水の水質悪化や配水過程での濃度上昇が原因と推測されます。

ただちに、配水池および水道管内の水の入れ替え作業を実施しました。再度水質検査を実施する予定です。

引き続き、原因の詳細を調査するとともに、その再発防止策を講じてまいります。

お問い合わせ先
奈良県広域水道企業団 五條事務所
電話番号:0747-22-4001